

中型さけ・ます流し網漁業 漁獲成績報告書作成の手引き

令和2年12月
水産庁

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 52 条第 1 項に基づく農林水産大臣への資源管理の状況等の報告について、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 14 条第 2 項に定められた事項につき、漁業の許可及び取締り等に関する省令第 14 条第 3 項の農林水産大臣が定める大臣許可漁業における資源管理の状況等の報告書の提出期限及び様式を定める件（令和 2 年 11 月 16 日農林水産省告示第 2232 号）に定められた様式の報告書（以下「漁獲成績報告書」という。）の作成及び提出の方法について、以下のとおり定める。

1. 報告対象者

中型さけ・ます流し網漁業の許可を受けている者。

2. 報告の時期、報告先及び提出方法

月毎に、当該月における操業等について、翌月 10 日までに住所地（2 以上ある場合にあっては、主たる住所地をいう。）を管轄する漁業調整事務所（茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県及び三重県については水産庁本庁）に原則電子媒体（エクセルファイル様式）で提出すること。なお、電子媒体での提出が困難な場合は、個別に各漁業調整事務所等に相談すること。

（送信先アドレス）

水産庁管理調整課：gyoseki_kyoka3@maff.go.jp

北海道漁業調整事務所資源課：hk_gyoseki@maff.go.jp

仙台漁業調整事務所資源課：sendai_gyoseki@maff.go.jp

新潟漁業調整事務所資源課：gyoseki_niigata@maff.go.jp

境港漁業調整事務所資源課：sakaiminato_gyocho@maff.go.jp

瀬戸内海漁業調整事務所調整課：gcst_chousei_ka@maff.go.jp

九州漁業調整事務所沖合課：gcks_okiaika@maff.go.jp

3. 記入要領

～ 上 段 ～

（1）報告対象期間

報告の対象となる年月を記入する。（例：令和 2 年 12 月分）

（2）総トン数

許可船舶の総トン数を記入する。

（3）漁ろうを指揮監督する者

漁労長等当該船団の洋上における漁労活動の責任者の氏名を記入する。

(4) 乗組員数

当該月において、洋上における漁労活動に従事した人数を記入する。なお、日により従事した人数が異なる場合は、当該月の平均的な人数（整数）を記入する。

(5) 操業日数

当該月において、「操業した日」の日数の合計を記入する。

～ 中 段 ～

(6) 操業月日、操業位置、揚網反数、魚種別漁獲量

操業一日ごとに記入し、航海毎に1行空ける。

(7) 操業位置

操業日ごとの主な漁場位置を緯度経度若しくは漁区番号で記入する。

(8) 陸揚げ月日

一航海分の漁獲量等の記載の次の行に記入する。

(9) 陸揚港

一航海分の漁獲量等の記載の次の行に記入する。

～ 下 段 ～

(10) 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況

- ・ 休漁等、実施している資源管理の取組内容を直接記入するか又は「別添のとおり」にチェックを入れ、別添に上記内容を記入（様式は任意）し提出する。
- ・ 従前に提出した取組内容から変更がない場合は、「前回の報告と同じ」にチェックを入れる（取組内容の記載や別添での提出は不要。）。
- ・ ただし、取組内容に変更がない場合も毎年1月の漁獲成績報告書の提出時に取組内容を記載又は別添にて提出する。
- ・ 資源管理の取組内容を記入又は別添にて提出する月に、複数の漁獲成績報告書の様式を提出する場合には、当該月の主たる操業を記入した様式にのみ記入又は添付することとし、他の様式には、「別添のとおり」にチェックを入れた上で、記入（又は添付）した漁獲成績報告書を明記すること。

(11) 最終の損益計算書その他の最近における損益を知ることができる書類

- ・ 決算後の最初の報告書の提出時に、「別添のとおり」にチェックを入れ、個人経営体にあつては確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書そ

の他の財務に関する書類を、法人経営体にあつては貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類及び許可等の申請者又は許可等を受けた者の適格性に関する事務取扱いについて（令和2年11月16日付け2水漁第883号水産庁長官通知）において規定する別記様式3又は別記様式4を提出する（共同経営の場合はすべての経営体について提出する）。

- ・ 従前に提出した上記財務関係書類に変更がない場合は、「前回の報告と同じ」にチェックを入れる（上記書類の提出は不要。）。
- ・ 従前に提出した上記財務関係書類の一部に変更があった場合は、「別添のとおり」にチェックを入れ、変更があった書類及び許可等の申請者又は許可等を受けた者の適格性に関する事務取扱いについてにおいて規定する別記様式3又は別記様式4を提出する。
- ・ 上記財務関係書類を提出する月に、複数の漁獲成績報告書の様式を提出場合には、当該月の主たる操業を記入した様式にのみ添付することとし、他の様式には、「別添のとおり」にチェックを入れた上で、記入（又は添付）した漁獲成績報告書を明記すること。

（12）記載事項の取扱

漁獲成績報告書は、国が実施する水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の関係機関（国立研究開発法人 水産研究・教育機構等）へ提供する必要があるので、同意いただける場合は、「同意」にチェックを入れる。

4. 報告の基礎となった記録の保存と管理

当該報告は、法の規定に基づくものであるので、当該報告の基礎となった記録の保存及び管理をすること。